

特集

65歳以上の人の 介護保険料



特別徴収と普通徴収 表2

	特別徴収	普通徴収
対象となる人	高齢（退職）年金、遺族年金、障害者年金の受給額が年額18万円以上の人 ※老齢福祉年金、恩給などは特別徴収の対象となりません。 ※遺族年金、障害者年金の受給者は10月からとなります。	<ul style="list-style-type: none"> ●受給している年金額が年額18万円未満の人 ●老齢福祉年金、恩給などを受給している人 ●年度途中で65歳になった人や鳥取市に転入された人
納付方法	4月から翌年2月までの2カ月ごとに支給される年金から天引きいたします。	7月から翌年2月まで8回の納付です。7月中旬に納付書をお送りしますので、金融機関で納めてください。既に口座振替の手続きをされている人は、その口座から引き続き振り替えいたします。

※年金の「現況届」の提出を忘れると、年金の支給が停止され、介護保険料の天引きができないため、特別徴収から普通徴収となる場合があります。

保険料の納付方法

納付方法は、受給している年金の種類や受給額などによって、年金から天引きする「特別徴収」と、納付書で支払う「普通徴収」があります（表2参照）。※両方の方法で収めていただく場合もあります。

なお、18年10月から遺族年金、障害者年金の受給者も、特別徴収の対象となりますが、7月から9月までの3期分は普通徴収で、10月の4期分から特別徴収での納付になります。

口座振替

普通徴収の人は、口座振替による納付ができます。口座振替を希望する人は、納入通知書（7月中旬送付予定）に添付している口座振替依頼書に必要事項を記入し、届出印を押印のうえ利用する金融機関へ申し込みください。なお、郵便局をご利用の場合は、郵便局にある口座振替依頼書で行ってください。

口座振替の結果は、通帳により確認していただくか、希望者には口座振替結果通知書を送付します。希望する人は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

また、残高不足などにより口座振替ができなかった人には、納付書をお送りします。

納付書などの送付先の変更

介護保険料の決定通知書や納付書などの送付先を変更することがあります。住民票の住所以外に希望する場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。



減額・軽減制度

災害、病気、失業などの特別な事情により、保険料を支払うことができない場合は、申請により一定期間の支払猶予または減免を受けることができます。

また、収入の少ない人（保険料段階が第1・第2段階で別に定める要件を満たす人）には軽減制度があります。詳しくは、左記の問い合わせ先にご相談ください。

保険料段階の『激変緩和措置』

平成18年度から市民税の「老年者の非課税措置」が、廃止されたことにより、それまで市民税が非課税であった人が、課税者になる場合があります。これにとめない、介護保険料についても人によっては保険料段階が最大で第1段階から第5段階に上がる場合が生じるため、本市では次のとおり平成18・19年度の2年間にわたり、独自に激変緩和措置を行っています。

※平成17年1月1日現在で65歳以上の人、市民税の「老年者非課税措置」の廃止により課税者となったことが原因で、保険料段階が上がった場合のみ対象となります。詳しくは下記の問い合わせ先まで。

平成18年度の保険料段階	「非課税措置」の廃止がなかった場合の保険料段階	激変緩和措置		平成20年度の保険料
		平成18年度の保険料	平成19年度の保険料	
第4段階	第1段階	33,000円	41,500円	50,000円
	第2段階	33,000円	41,500円	50,000円
	第3段階	41,500円	45,500円	50,000円
第5段階	第1段階	37,500円	50,000円	62,500円
	第2段階	37,500円	50,000円	62,500円
	第3段階	45,500円	54,000円	62,500円
	第4段階	54,000円	58,000円	62,500円

出前説明会をご利用ください!



介護保険制度について、担当職員が説明します

対象 市内の団体（自治会、老人会など）

申込 希望日時を決めて問い合わせ先まで

※会場は申し込み団体が用意してください。

問い合わせ先 市役所 南庁舎 高齢社会課

(0857)20-3454